ひとり親家庭等養育費確保支援事業

問い合わせ先: こども育成課 14.048-796-8193

離婚に伴う養育費の確保の各種手続(公正証書等の作成、養育費保証会社との契約、裁判外紛争解決手続(ADR))に要した経費の一部を補助する事業です。

●対象経費及び補助金額

種別	対象経費	補助金額
	• 公証人手数料	左記の合計額と43,000
	・調停申立又は裁判に要する収	円を比較して、いずれか低い
公正証書等の作成経費	入印紙代	額
	・調定申立又は裁判に要する戸	
	籍謄本等添付書類取得費用	
養育費保証契約締結経費	・保証会社と養育費保証契約を	左記の金額と50、000円
食月貝体証矢利柿和社貝	締結した際の初回保証料	を比較して、いずれか低い額
	依頼料に相当する費用	左記の合計額と50,000
	・調定に係る費用(書類の代理	円を比較して、いずれか低い
裁判外紛争解決手続	作成費用、弁護士会及び認証	額
(ADR)利用経費	ADR事業者が用意する以外	
	の場所の賃貸借費用等は除	
	<)	

●要 件:・市内に在住していること

- ・ひとり親で20歳に満たない子を扶養している方、又は、離婚協議中で20 歳に満たない子を扶養予定の方であること
- 養育費確保に係る経費を負担していること(令和5年4月1日以降に限る)
- ・過去に春日部市又は他の自治体から同様の補助金等を受け取っていないこと
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること(※公正証書等作成経費、 養育費保証契約締結経費の場合)
- ・保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結していること(※養育費保証契約締結経費の場合)
- ●手続き:交付申請書に必要書類を添付のうえ、こども育成課に提出してください。
 - 交付申請書
 - ・申請者及びその扶養している子の戸籍謄本(又は、抄本)
 - ・世帯全員が記載されている住民票の写し
 - ・交付対象となる経費の領収書等
 - 養育費の取決めを交わした公正証書等の債務名義
 - ・保証会社と締結した養育費保証契約書 など